

三重県議会及び議会改革にかかる職員アンケート

三重県議会の議会改革の取組を評価する一環として、三重県職員の考えを聞くアンケートを実施し、その結果を次のとおり取りまとめましたので、報告します。

平成 22 年 3 月 16 日

三重県議会議会改革諮問会議会長 江 藤 俊 昭

<アンケートの概要>

1 実施期間

平成 22 年 2 月 3 日から 16 日

2 回答率

30.6% (対象者数4,929名、回答者数1,510名)

うち 本庁部局 33.3%(対象者数2,165名)

地域機関 28.5%(対象者数2,764名)

3 回答者属性(項目ごとの回答者数及び構成比)

所 属

本庁部局 722名(47.8%)

地域機関 788名(52.2%)

役 職

部長級 7名(0.5%) 次長級 43名(2.9%)

課長級 207名(13.7%) 課長補佐級 453名(30.0%)

係長級 422名(27.9%) 主事、技師 378名(25.0%)

県議会関係業務の経験

現在、県議会に直接関係する業務を行っている者 100名(6.6%)

以前、県議会に直接関係する業務を行っていた者 224名(14.8%)

今まで、県議会に直接関係する業務を行っていない者 1,186名(78.6%)

この調査では「県議会関係業務」を、各部の議会事務担当が行う県議会との窓口・調整などの業務とし、議会の要請に基づく単発的な会議への出席や説明等は除いています。

【参考】

本調査は、三重県行政WANに接続されている利用者を対象に、県行政内部の意見収集を行うために運用されているアンケートシステムを活用して、実施しています。

調査対象者は、本庁及び地域機関の職員とし、病院及び学校の一般行政職を含み、警察及び派遣先の職員は除いています。

<アンケート結果>

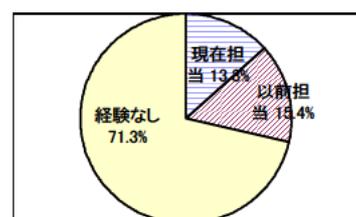
回答者属性と議会経験者との関係について

【所属別の議会経験者】

現在及び過去に議会関係業務に携わった職員は、本庁部局では28.7%であるのに対し、地域機関では14.8%と概ね2倍となっている。

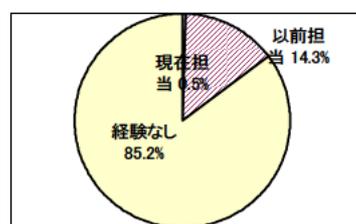
<本庁部局職員>

	該当者数	割合
現在、県議会に直接関係する業務を行っている	96	13.3%
以前、県議会に直接関係する業務を行ったことがある	111	15.4%
今まで、県議会に直接関係する業務を行ったことはない	515	71.3%
計	722	100.0%



<地域機関職員>

	該当者数	割合
現在、県議会に直接関係する業務を行っている	4	0.5%
以前、県議会に直接関係する業務を行ったことがある	113	14.3%
今まで、県議会に直接関係する業務を行ったことはない	671	85.2%
計	788	100.0%

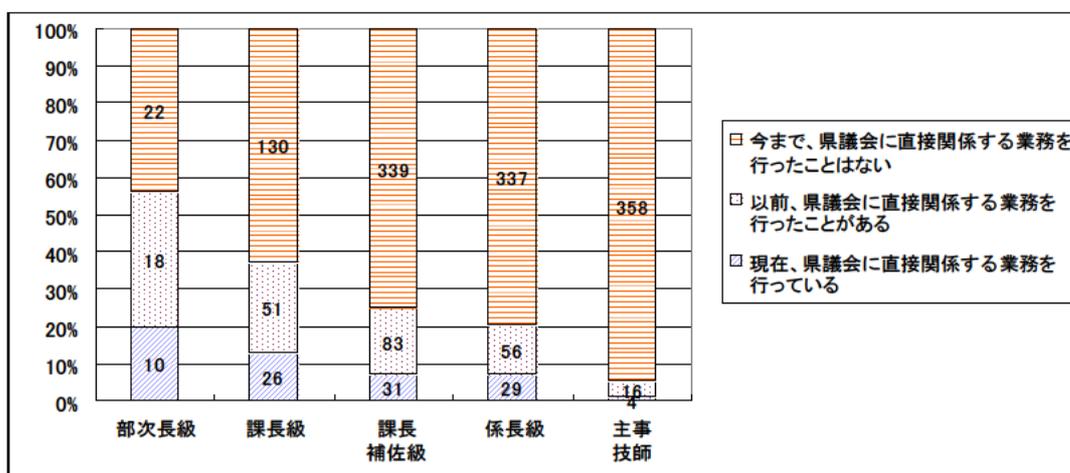


【役職別の議会経験者】

役職の階級が高い者ほど、議会関係業務の経験者の割合が高くなっている。(回答者数)

	部次長級	課長級	課長補佐級	係長級	主事技師
現在、県議会に直接関係する業務を行っている	10	26	31	29	4
以前、県議会に直接関係する業務を行ったことがある	18	51	83	56	16
今まで、県議会に直接関係する業務を行ったことはない	22	130	339	337	358
計	50	207	453	422	378

※部長級の回答者数が少ないため、次長級と合わせて整理。



設問に対する回答結果について

【二元代表制に関する認識度】

問1 あなたは、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという「二元代表制」を知っていますか。(該当すると思われるもの1つに○)

二元代表制の名称を知っている者は全体の 79.4%であり、概要も含め内容を知っている者は 63.7%となっています。

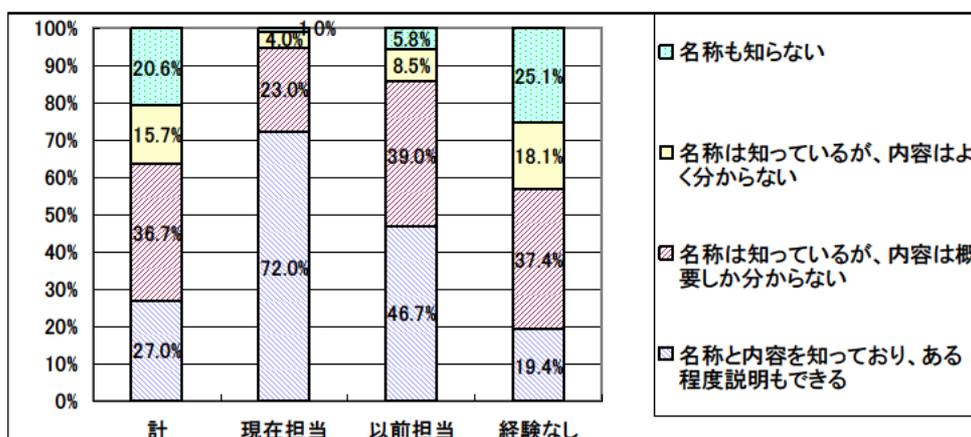
所属別では、本庁部局の方が地域機関に所属している者より名称及び内容を知っているとする割合が高くなっています。役職別では、高い役職の者ほど名称及び内容を知っているとする割合が高くなっています。議会業務経験者別では、現在担当している者の方が内容を説明できるとする割合が 72.0%あり、名称を知っている者と合わせると、95.0%に達しています。

	回答数	割合%
名称と内容を知っており、ある程度説明もできる	405	27.0%
名称は知っているが、内容は概要しか分からない	550	36.7%
名称は知っているが、内容はよく分からない	236	15.7%
名称も知らない	309	20.6%
計	1,500	100.0%

<議会業務経験者別の集計結果>

	上段:回答者数	下段:割合%	計	現在担当	以前担当	経験なし
名称と内容を知っており、ある程度説明もできる	405	27.0%	72	104	229	
名称は知っているが、内容は概要しか分からない	550	36.7%	23	87	440	
名称は知っているが、内容はよく分からない	236	15.7%	4	19	213	
名称も知らない	309	20.6%	1	13	295	
計	1,500	100.0%	100	223	1,177	

<注>現在担当:現在、県議会に直接関係する業務を行っている
 以前担当:以前、県議会に直接関係する業務を行ったことがある
 経験なし:今まで、県議会に直接関係する業務を行ったことはない



別途、諮問会議で実施した「三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート」(平成21年11月)では、議会の役割について「知っていた」及び「少し知っていた」と回答した者の割合が 61.3%であることと比べると、さほど差がない結果となっています。

【議会基本条例に対する認知度】

問2 県議会では、これまでの議会改革の取組を後戻りさせることなく、さらなる改革に取り組むことを決意し、平成18年12月に「三重県議会基本条例」を制定していますが、あなたはこの条例を知っていますか。(該当すると思われるもの1つに○)

条例の存在を知っている者は全体の72.0%であり、これは別途実施した県民アンケート結果の26.7%（「条例を知っている」と回答した県民の割合）と比べると、かなり高くなっています。

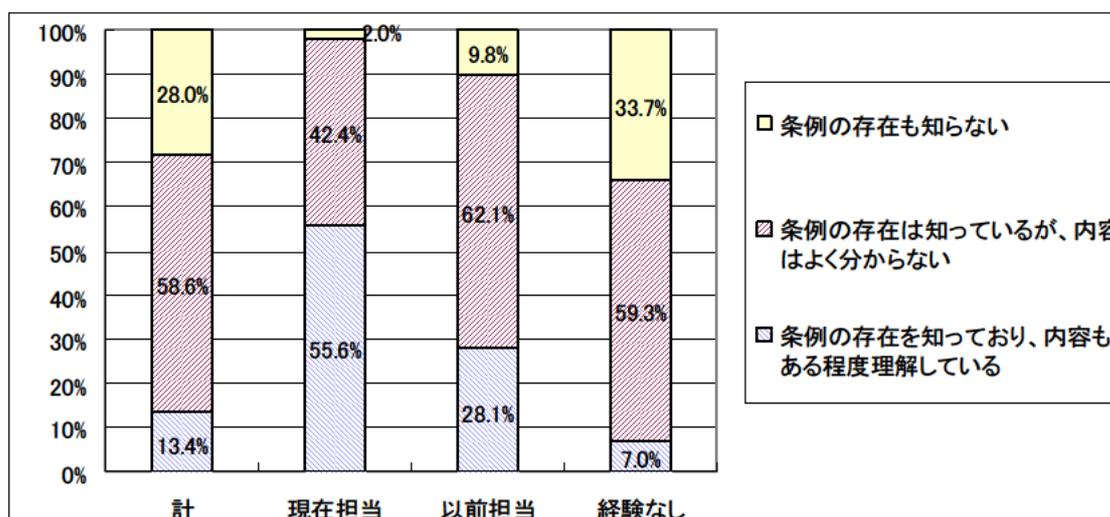
所属別では、本庁部局の方が地域機関に所属している者より名称及び内容を知っているとする割合が高くなっています。役職別では、高い役職の者ほど名称及び内容を知っているとする割合が高くなっています。これは、本庁部局の方が地域機関に所属している者よりも、また、役職の高い者ほど、議会業務の経験を有する割合が高いこととも関係していることが伺えます。

なお、現在、議会業務に携わっている者の98.0%は条例の存在を知っており、内容を理解しているとする者も55.6%います。



<議会業務経験者別の集計結果>

	上段:回答者数 下段:割合%		計	現在担当	以前担当	経験なし
条例の存在を知っており、内容もある程度理解している	200	13.4%	55	63	82	
条例の存在は知っているが、内容はよく分からない	877	58.6%	42	139	696	
条例の存在も知らない	420	28.0%	2	22	396	
計	1,497	100.0%	99	224	1,174	
			100.0%	100.0%	100.0%	



【開かれた議会の取組に対する評価】

問3 県議会では、多様な県民等の意見を取り入れた議会運営を図るため、議会として参考人招致や公聴会を開催したり、議員や会派がそれぞれに民意を把握するための諸活動を行ったりしていますが、あなたはこのことについて、どのように思いますか。(該当すると思われるもの1つに○)

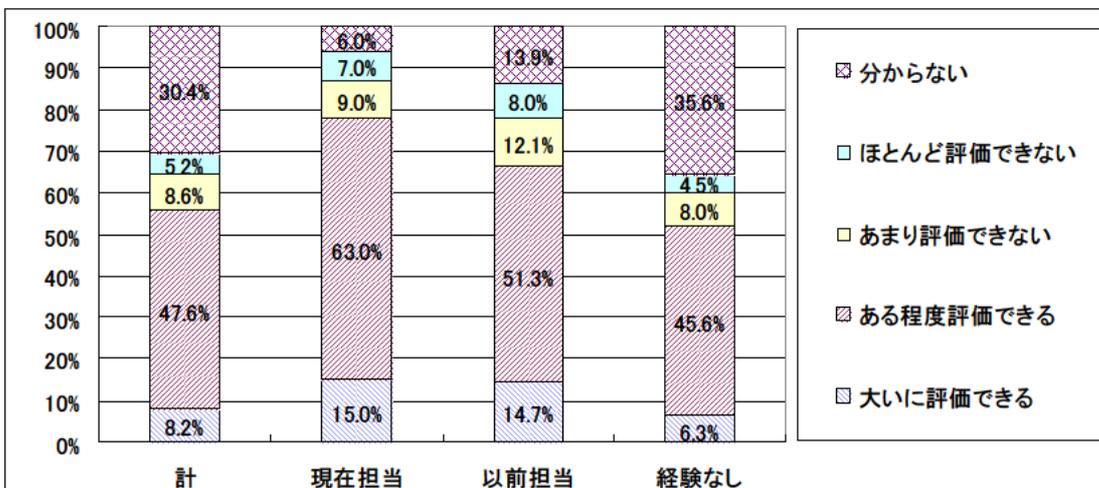
「大いに評価」及び「ある程度評価」を合わせると 55.8%であり、これは別途実施した県民アンケート結果 64.5%と比べると、やや低い評価となっています。

議会業務経験者別では、現経験者が「大いに評価」及び「ある程度評価」を合わせて78.0%と高い評価となっていますが、一方、未経験者では「分からない」が35.6%を占めています。これは、未経験者が多い地域機関職員及び役職が低いものほど「分からない」とする傾向があり、この結果、相対的に「大いに評価」及び「ある程度評価」する割合が低くなっていると考えられます。

	回答数	割合%
大いに評価できる	123	8.2%
ある程度評価できる	716	47.6%
あまり評価できない	130	8.6%
ほとんど評価できない	78	5.2%
分からない	457	30.4%
計	1,504	100.0%

<議会業務経験者別の集計結果>

上段:回答者数 下段:割合%	計	現在担当	以前担当	経験なし
大いに評価できる	123 8.2%	15 15.0%	33 14.7%	75 6.3%
ある程度評価できる	716 47.6%	63 63.0%	115 51.3%	538 45.6%
あまり評価できない	130 8.6%	9 9.0%	27 12.1%	94 8.0%
ほとんど評価できない	78 5.2%	7 7.0%	18 8.0%	53 4.5%
分からない	457 30.4%	6 6.0%	31 13.9%	420 35.6%
計	1,504 100.0%	100 100.0%	224 100.0%	1,180 100.0%



< 「開かれた議会」の取組に対する評価の理由 >

計659件のご意見をいただきました。その概要は次のとおりです。

- 1 「開かれた議会」は当然・必要とする意見(計222件)
県議会が広報活動を行うのは当然のこと 民意を把握するのは当然である
多様な県民等の意見を取り入れるのは重要 「開かれた議会」の活動は意義がある
- 2 「開かれた議会」の取組を評価する意見(計79件)
積極的な取組姿勢を評価したい 全国に先駆けた取組をしている
- 3 「開かれた議会」の取組は不十分とする意見(計75件)
民意が把握できているとは思えない 形式的なものに留まっている
活動内容はあまり周知されていない 活動の成果が見えない
- 4 一部の意見しか聞いていないとの意見(計54件)
地元や後援組織の意見しか反映していない サイレントマジョリティの声が聞けていない
多様な県民等の意見が反映されているか疑問
- 5 参考人招致や公聴会の開催にかかる意見(計64件)
肯定的な意見(26件)
幅広い意見や専門的な見識を聞くことは必要 公の場で民意を聞ける機会となる
否定的な意見(38件)
形式的でパフォーマンスに過ぎない 選任が恣意的で少数意見しか聞いていない
- 6 支援団体の要望聴取会にかかる意見(計4件)
支援団体の要望の場に執行部を同席させ回答させるのはいかがか
- 7 県議会の取組内容を知らない(計121件)
業務で議会と関わりがなくよく分からない 地域機関では県議会の実態が分からない
- 8 議員個人で民意を把握すればよい(計7件)
- 9 議会と執行機関とで取組が重複している(計8件)
- 10 その他(計25件)
実施にかかる業務量がかなり多いなど

【監視・評価機能に対する評価】

問4 県議会の役割の一つに県執行機関に対する監視・評価がありますが、あなたは、三重県議会がこの役割を果たしていると思いますか。(該当すると思われるもの1つに○)

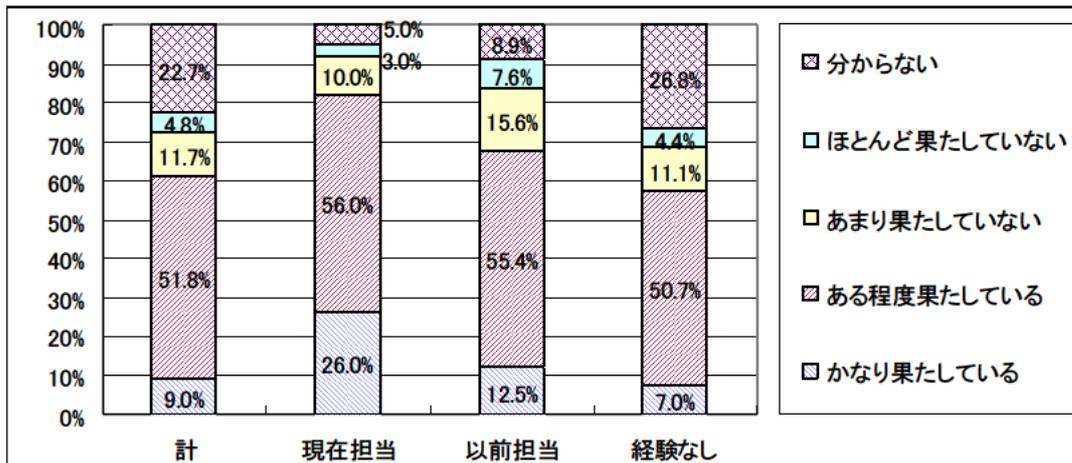
「かなり果たしている」及び「ある程度果たしている」を合わせると60.8%であり、これは別途実施した県民アンケート結果55.4%と比べると、やや高くなっています。

議会業務経験者別及び所属別、役職別で見ると、前問3(「開かれた議会」に対する評価)と同様の傾向が伺えます。

	回答数	割合%
かなり果たしている	136	9.0%
ある程度果たしている	777	51.8%
あまり果たしていない	176	11.7%
ほとんど果たしていない	72	4.8%
分からない	340	22.7%
計	1,501	100.0%

<議会業務経験者別の集計結果>

上段:回答者数 下段:割合%	計	現在担当	以前担当	経験なし
かなり果たしている	136 9.0%	26 26.0%	28 12.5%	82 7.0%
ある程度果たしている	777 51.8%	56 56.0%	124 55.4%	597 50.7%
あまり果たしていない	176 11.7%	10 10.0%	35 15.6%	131 11.1%
ほとんど果たしていない	72 4.8%	3 3.0%	17 7.6%	52 4.4%
分からない	340 22.7%	5 5.0%	20 8.9%	315 26.8%
計	1,501 100.0%	100 100.0%	224 100.0%	1,177 100.0%



< 「監視・評価」の取組に対する評価の理由 >

計510件のご意見をいただきました。その概要は次のとおりです。

【プラスの評価をする意見】 計272件

- 1 本会議や委員会等での質疑・議論が活発なため(計130件)
質問・意見により監視機能が働いている 会期日数の大幅な増加により強化された
- 2 執行機関の監視・評価は、議会の重要な役割だから(計99件)
議会の存在自体が重要となっている 常に議会を意識して執行している
- 3 議会の意見により執行内容の変更等が生じた(計17件)
執行内容の変更がこれまでにあった
- 4 その他(計26件)

【マイナスの評価をする意見】 計155件

- 5 評価の質・内容に課題がある(計57件)
理念的、抽象的、形式的なものが多い 批判的で建設的な意見が少ない
課題の本質がつかめていない 県民への受け狙いが多い
- 6 議員の資質が課題(計39件)
評価に必要な専門的知識が不足している 本質的な評価がされていない
- 7 議員選出地域や後援団体等への利益誘導や要望活動となっている(計24件)
- 8 監視・評価に際して民意の反映を(計7件)
- 9 その他(計28件)

【その他の意見】 計83件

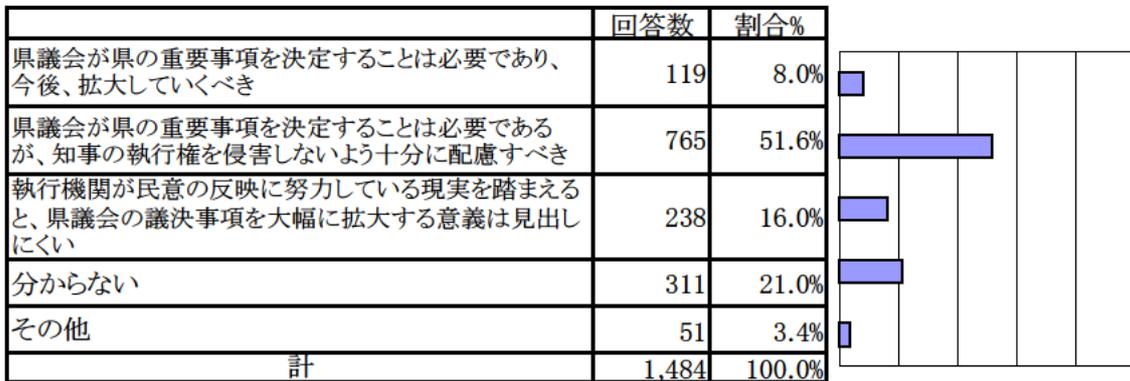
- 10 県議会の状況が分からない(計66件)
業務で議会と関わりがなくよく分からない 地域機関では県議会の実態が分からない
- 11 その他(計17件)

【県の重要事項の決定に対する意向】

問5 平成12年4月に地方分権一括法が施行された以降、県行政の多くを占めていた機関委任事務が廃止され、地方自治体の責任において事務の執行・決定をする必要が生じ、二元代表制の一翼である地方議会の権能の強化が必要とされています。このため、地方自治法第96条第2項による議決事件の拡大が自治体独自にできるようになっていますが、このことについて、あなたはどのように思いますか。(該当すると思われるもの1つに○)

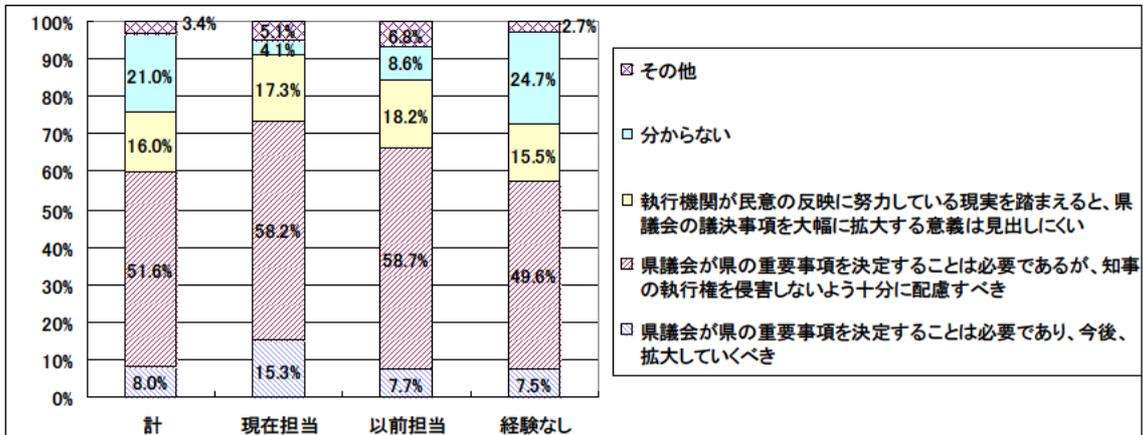
「知事の執行権を侵害しないよう十分に配慮すべき」とするものが51.6%と半数を超えています。議会業務経験者別では、現在担当しているものが県議会の議決事件拡大を求める(認める)意向が他の者より高くなっています。また、議会業務を経験していない者は、「分からない」とする者が約1/4を占めており、この結果、相対的に他の回答項目の割合を押し下げています。

役職別では、部次長級で県議会の議決事件拡大を容認する意向は無く、代わりに知事の執行権侵害に十分配慮すべきとする意向が3/4を占めています。また、役職の階層が低い者ほど「分からない」とする割合が高くなっており、この結果、相対的に他の回答項目の割合を押し下げています。



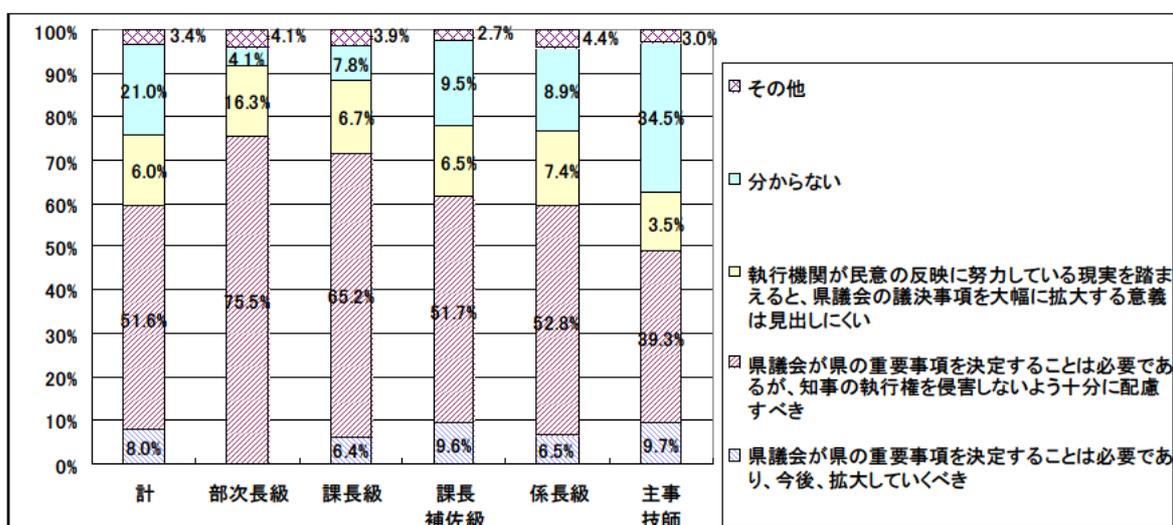
<議会業務経験者別の集計結果>

	上段:回答者数	下段:割合%	計	現在担当	以前担当	経験なし
県議会が県の重要事項を決定することは必要であり、今後、拡大していくべき	119	8.0%	119	15	17	87
県議会が県の重要事項を決定することは必要であるが、知事の執行権を侵害しないよう十分に配慮すべき	765	51.6%	765	57	129	579
執行機関が民意の反映に努力している現実を踏まえると、県議会の議決事項を大幅に拡大する意義は見出しにくい	238	16.0%	238	17	40	181
分からない	311	21.0%	311	4	19	288
その他	51	3.4%	51	5	15	31
計	1,484	100.0%	1,484	98	220	1,166



<役職別の集計結果>

上段:回答者数 下段:割合%	計	部次長級	課長級	課長補佐級	係長級	主事技師
県議会が県の重要事項を決定することは必要であり、今後、拡大していくべき	119 8.0%		13 6.4%	43 9.6%	27 6.5%	36 9.7%
県議会が県の重要事項を決定することは必要であるが、知事の執行権を侵害しないよう十分に配慮すべき	765 51.6%	37 75.5%	133 65.2%	231 51.7%	218 52.8%	146 39.3%
執行機関が民意の反映に努力している現実を踏まえると、県議会の議決事項を大幅に拡大する意義は見出しにくい	238 16.0%	8 16.3%	34 16.7%	74 16.5%	72 17.4%	50 13.5%
分からない	311 21.0%	2 4.1%	16 7.8%	87 19.5%	78 18.9%	128 34.5%
その他	51 3.4%	2 4.1%	8 3.9%	12 2.7%	18 4.4%	11 3.0%
計	1,484 100.0%	49 100.0%	204 100.0%	447 100.0%	413 100.0%	371 100.0%



<その他>の意見内容

計46件のご意見をいただきました。

- 1 執行機関と協議・調整をしてほしい(計9件)
- 2 議会の権限を拡大するにしても民意の反映が必要(計5件)
- 3 議決責任を明確にすべき(計2件)
- 4 議員の資質向上が必要(計3件)
- 5 特定地域の利益誘導とにならないようにすべき(計2件)
- 6 業務量増加等の負担とにならないよう配慮してほしい(計2件)
- 7 その他(計16件)
- 8 議会業務に携わっておらず分からない(計7件)

【政策提言や政策立案の取組に対する評価】

問6 県議会が独自に自治体の政策課題を調査・検討し、議員提案条例を制定したり、知事等へ政策提言を行ったりすることについて、あなたはどのように思いますか。(該当すると思われるもの1つに○)

「議会と執行機関がそれぞれ独自に政策立案することは当然」とする回答が 30.7%と一番多く、次いで「政策立案は基本的に執行機関に任せた方がよい」とするものが 23.4%となっています。

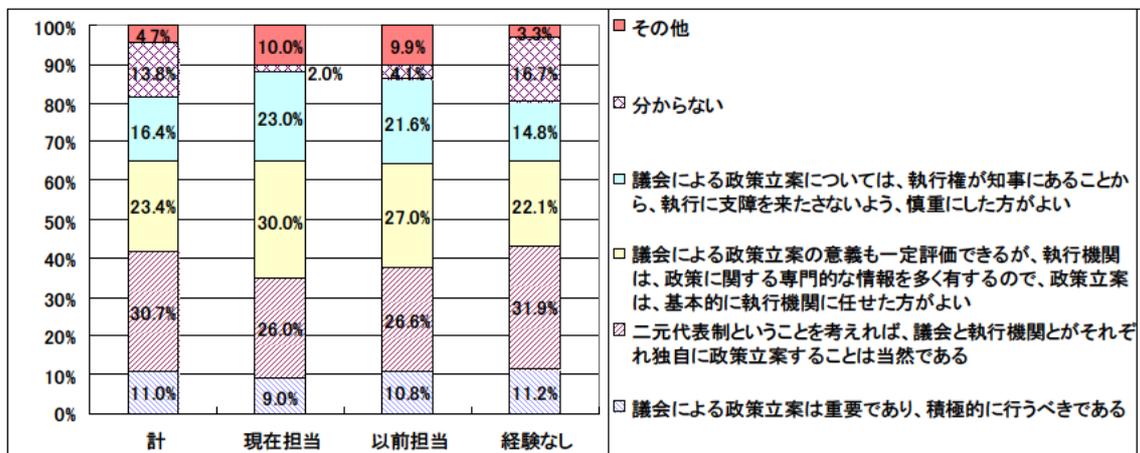
議会業務経験者別では、現在担当しているものが「政策立案は基本的に執行機関に任せた方がよい」とするものが 30.0%と一番多く、議会業務を経験していないものでは「分からない」とする回答が 16.7%と、そうでない者に比べて多くなっています。

役職別では、部次長級が「政策立案は基本的に執行機関に任せた方がよい」とするものが 55.1%と半数を超えています。また、主事・技師では「分からない」とするものが 27.0%と多くなっています。

	回答数	割合%
議会による政策立案は重要であり、積極的に行うべきである	164	11.0%
二元代表制ということを考えれば、議会と執行機関とがそれぞれ独自に政策立案することは当然である	457	30.7%
議会による政策立案の意義も一定評価できるが、執行機関は、政策に関する専門的な情報を多く有するので、政策立案は、基本的に執行機関に任せた方がよい	347	23.4%
議会による政策立案については、執行権が知事にあることから、執行に支障を来さないよう、慎重にした方がよい	244	16.4%
分からない	205	13.8%
その他	70	4.7%
計	1,487	100.0%

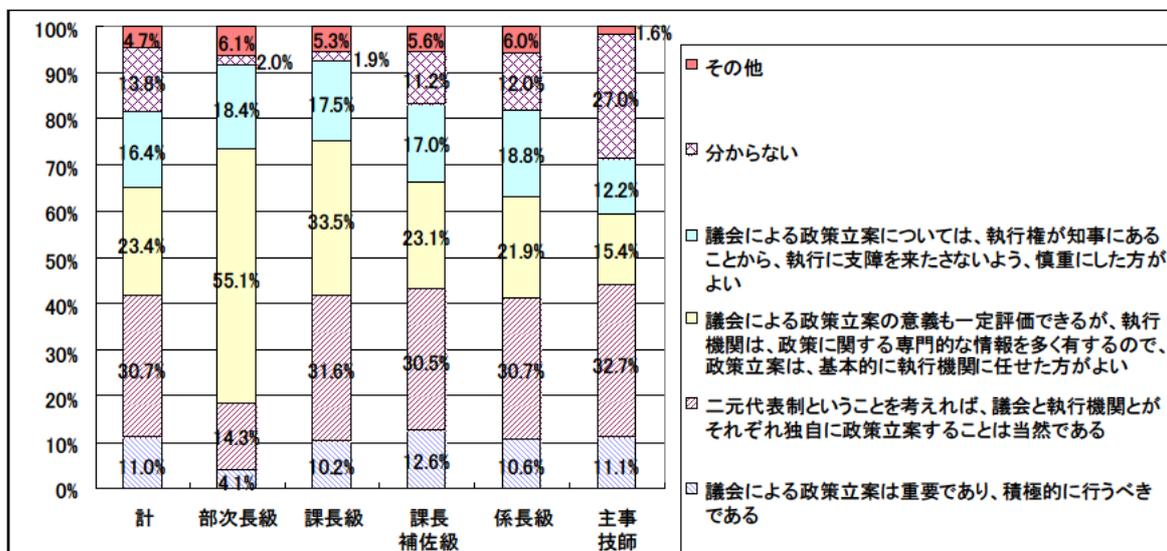
<議会業務経験者別の集計結果>

	上段:回答者数	下段:割合%	計	現在担当	以前担当	経験なし
議会による政策立案は重要であり、積極的に行うべきである	164	11.0%	164	9	24	131
二元代表制ということを考えれば、議会と執行機関とがそれぞれ独自に政策立案することは当然である	457	30.7%	457	26	59	372
議会による政策立案の意義も一定評価できるが、執行機関は、政策に関する専門的な情報を多く有するので、政策立案は、基本的に執行機関に任せた方がよい	347	23.4%	347	30	60	257
議会による政策立案については、執行権が知事にあることから、執行に支障を来さないよう、慎重にした方がよい	244	16.4%	244	23	48	173
分からない	205	13.8%	205	2	9	194
その他	70	4.7%	70	10	22	38
計	1,487	100.0%	1,487	100	222	1,165



<役職別の集計結果>

上段:回答者数 下段:割合%	計	部次長級	課長級	課長補佐級	係長級	主事技師
議会による政策立案は重要であり、積極的に行うべきである	164 11.0%	2 4.1%	21 10.2%	56 12.6%	44 10.6%	41 11.1%
二元代表制ということを考えれば、議会と執行機関とがそれぞれ独自に政策立案することは当然である	457 30.7%	7 14.3%	65 31.6%	136 30.5%	128 30.7%	121 32.7%
議会による政策立案の意義も一定評価できるが、執行機関は、政策に関する専門的な情報を多く有するので、政策立案は、基本的に執行機関に任せた方がよい	347 23.4%	27 55.1%	69 33.5%	103 23.1%	91 21.9%	57 15.4%
議会による政策立案については、執行権が知事にあることから、執行に支障を来たさないよう、慎重にした方がよい	244 16.4%	9 18.4%	36 17.5%	76 17.0%	78 18.8%	45 12.2%
分からない	205 13.8%	1 2.0%	4 1.9%	50 11.2%	50 12.0%	100 27.0%
その他	70 4.7%	3 6.1%	11 5.3%	25 5.6%	25 6.0%	6 1.6%
計	1,487 100.0%	49 100.0%	206 100.0%	446 100.0%	416 100.0%	370 100.0%



<その他>の意見内容

計71件のご意見をいただきました。

- 1 最終的な責任は執行機関側となり議会に責任が及ばないのはいかがなものか(計19件)
- 2 議会及び執行機関の双方が十分に協議すべき(計17件)
- 3 議会機能を発揮・強化するには体制の整備が課題(計5件)
- 4 その他(計30件)

【市町との連携にかかる意向】

問7 県議会の基本方針の1つに「他自治体との交流・連携」があり、県内市町(議会)との連携も重要とされていますが、あなたはこのことについてどう思いますか。(該当すると思われるもの1つに○)

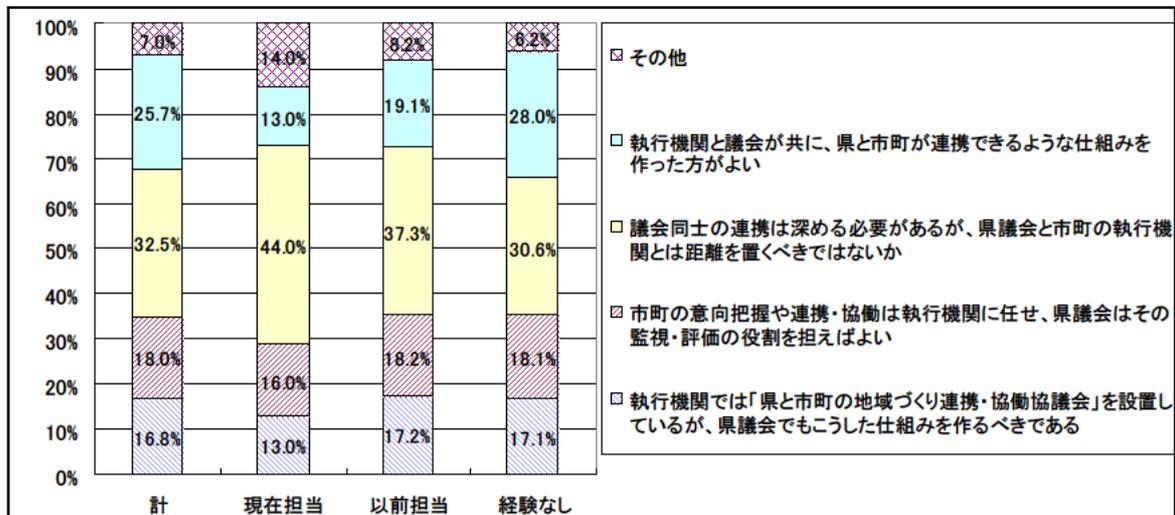
「県議会と市町の執行機関とは距離を置くべき」とするものが 32.5%と一番多く、次いで「執行機関と議会が共同で県と市町の連携の仕組みを作る」とするものが 25.7%となっています。

議会業務経験者別では、現在担当しているものが「県議会と市町の執行機関とは距離を置くべき」とする回答が 44.0%と多くを占めているのに対し、議会業務を経験していない者では、「執行機関と議会が共同で県と市町の連携の仕組みを作る」とする回答が 28.0%と、そうでない者に比べて多くなっています。

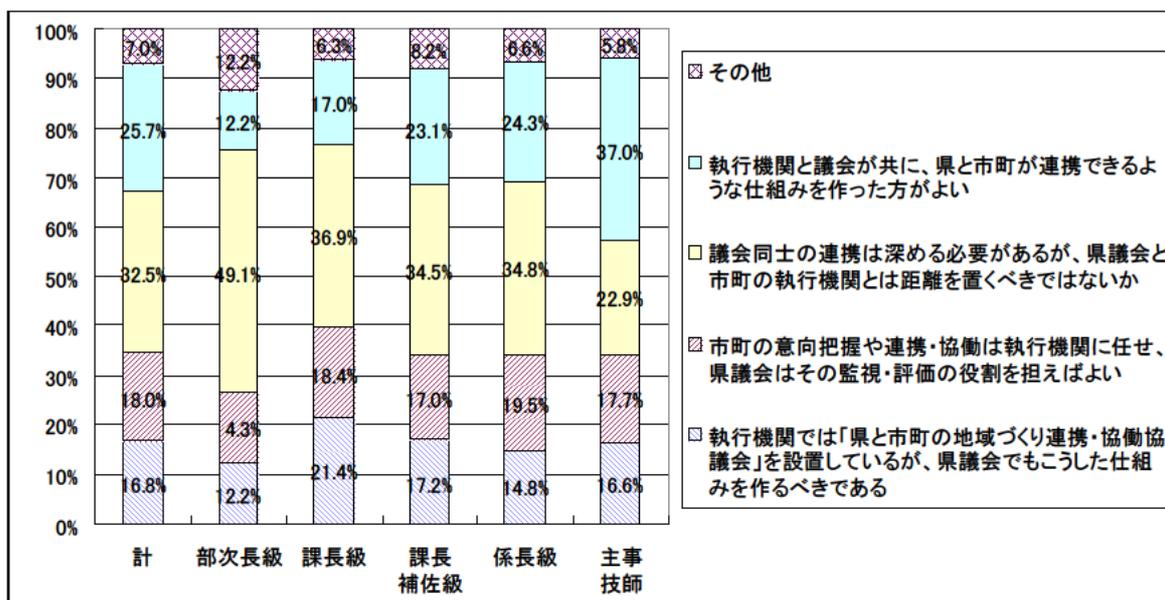


<議会業務経験者別の集計結果>

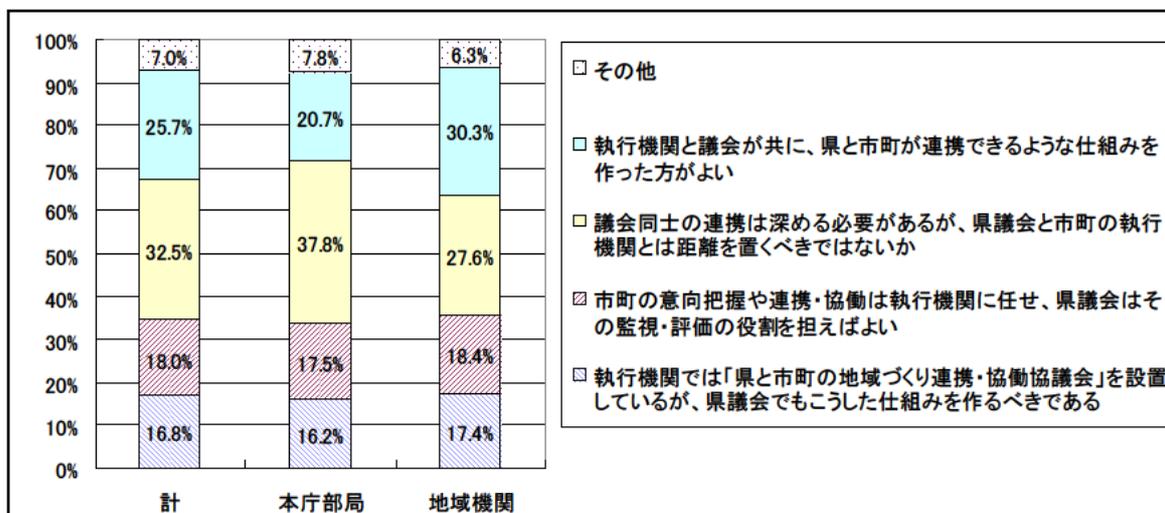
	上段:回答者数	下段:割合%	計	現在担当	以前担当	経験なし
執行機関では「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」を設置しているが、県議会でもこうした仕組みを作るべきである	247	16.8%	247	13	38	196
市町の意向把握や連携・協働は執行機関に任せ、県議会はその監視・評価の役割を担えばよい	264	18.0%	264	16	40	208
議会同士の連携は深める必要があるが、県議会と市町の執行機関とは距離を置くべきではないか	478	32.5%	478	44	82	352
執行機関と議会が共に、県と市町が連携できるような仕組みを作った方がよい	377	25.7%	377	13	42	322
その他	103	7.0%	103	14	18	71
計			1,469	100	220	1,149
			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



<役職別の集計結果>



<所属別の集計結果>



役職別では、部次長級が「県議会と市町の執行機関とは距離を置くべき」とする回答が 49.1%を占めているのに対し、主事・技師では「執行機関と議会が共同で県と市町の連携の仕組みを作る」とする回答が 37.0%と一番多くなっています。

所属別では、本庁部局に所属している者が「県議会と市町の執行機関とは距離を置くべき」とする回答が 37.8%と一番多くなっているのに対し、地域機関に所属している者が「執行機関と議会が共同で県と市町の連携の仕組みを作る」とする回答が 30.3%と一番多くなっています。

<その他>の意見内容

計79件のご意見をいただきました。

- 1 県議会と市町議会の交流・連携の趣旨が分からない(計45件)
- 2 県議会が必要と考えるのであれば実施すればよい(計9件)
- 3 しくみまで設けなくても必要に応じて連携すればよい(計9件)
- 4 その他(計16件)

【会期等の見直し結果にかかる現状認識】

問8 平成 20 年から定例会の開催回数を年4回から年2回に変更し、年間の総会期日数を従来の倍となる年 230 日程度として約 2 年が経過しますが、あなたの業務への影響はありますか。(該当すると思われるもの1つに○)

「分からない」とするものが 37.0%と一番多く、「業務量は以前と変わらない」が 28.1%、「業務量が増加し県民へのサービス等に影響がある」が 21.9%と続いています。

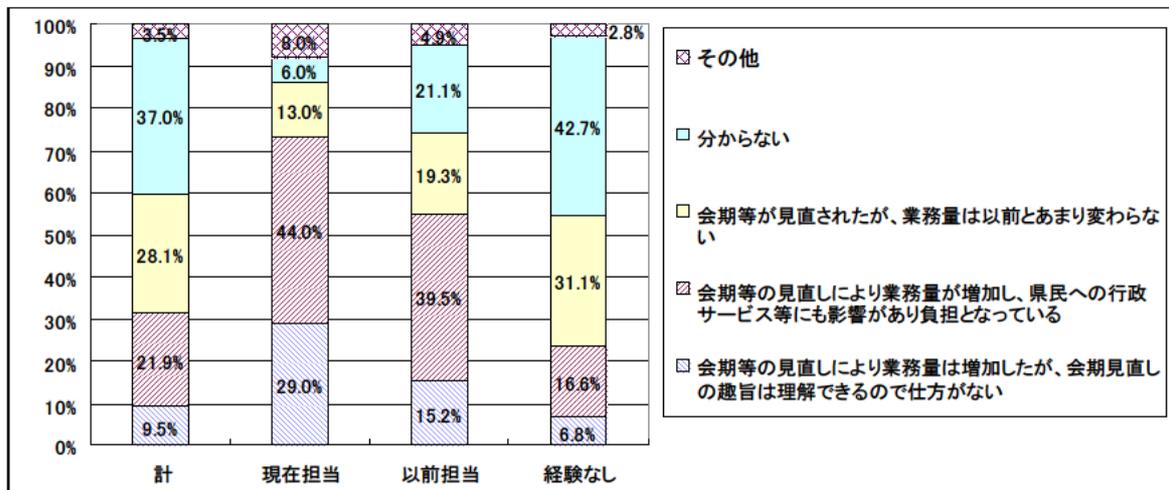
これを議会経験者別で見ると、現在担当している者では「業務量が増加し県民へのサービス等に影響がある」が 44.0%と多くを占める一方、「業務量は増加したが趣旨は理解できるので仕方ない」が 29.0%となっています。また、議会業務を担当したことがない者では「分からない」が 42.7%と多くを占め、次いで「業務量は以前と変わらない」が 31.1%となっています。

役職別や所属別でも、役職の階層が高いほど、また本庁部局の方が「業務量が増加し県民へのサービス等に影響がある」とする割合が高くなっています。

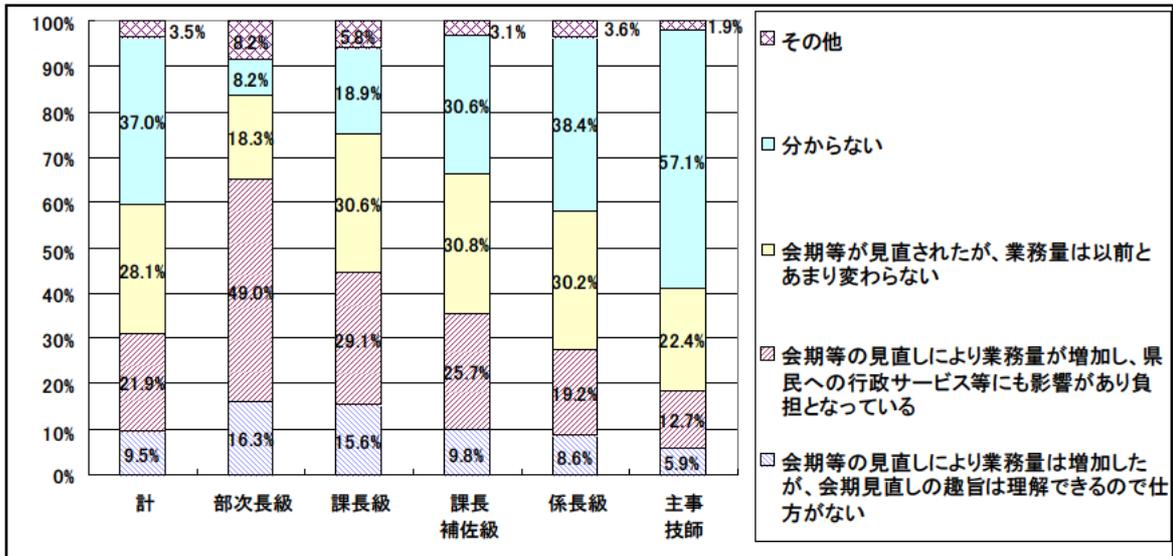
	回答数	割合%
会期等の見直しにより業務量は増加したが、会期見直しの趣旨は理解できるので仕方ない	142	9.5%
会期等の見直しにより業務量が増加し、県民への行政サービス等にも影響があり負担となっている	326	21.9%
会期等が見直されたが、業務量は以前とあまり変わらない	419	28.1%
分からない	552	37.0%
その他	52	3.5%
計	1,491	100.0%

<議会業務経験者別の集計結果>

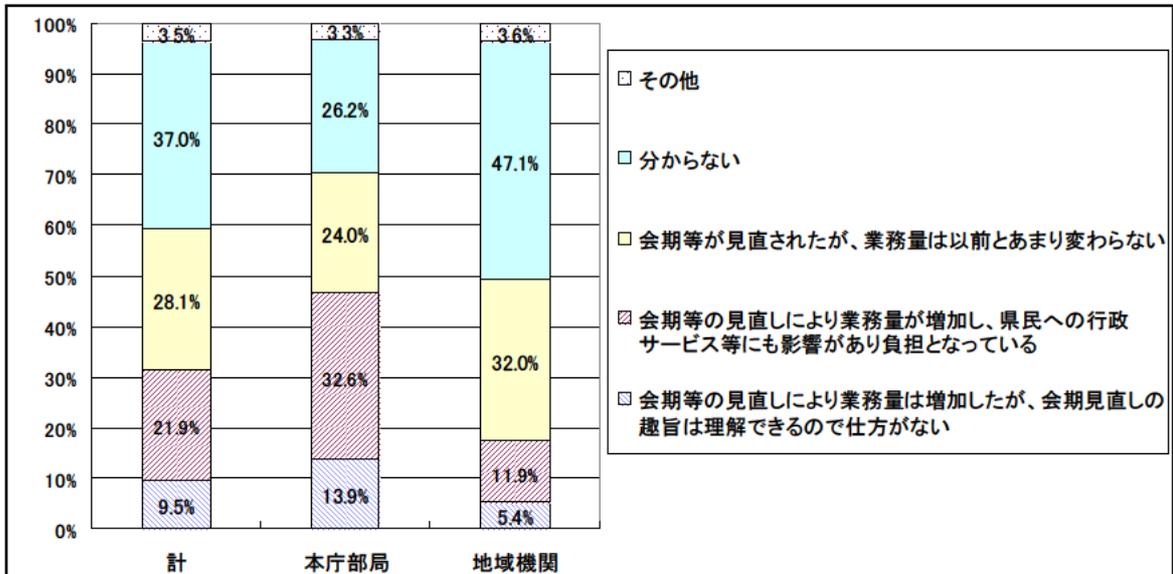
	計	現在担当	以前担当	経験なし
会期等の見直しにより業務量は増加したが、会期見直しの趣旨は理解できるので仕方ない	142 9.5%	29 29.0%	34 15.2%	79 6.8%
会期等の見直しにより業務量が増加し、県民への行政サービス等にも影響があり負担となっている	326 21.9%	44 44.0%	88 39.5%	194 16.6%
会期等が見直されたが、業務量は以前とあまり変わらない	419 28.1%	13 13.0%	43 19.3%	363 31.1%
分からない	552 37.0%	6 6.0%	47 21.1%	499 42.7%
その他	52 3.5%	8 8.0%	11 4.9%	33 2.8%
計	1,491 100.0%	100 100.0%	223 100.0%	1,168 100.0%



<役職別の集計結果>



<所属別の集計結果>



<その他>の意見内容

計58件のご意見をいただきました。

- 1 地域機関では業務への影響はない(計23件)
- 2 業務量が増大し県民サービス等にも影響する(計20件)
- 3 議会に直接関係する業務を行っていないので分からない(計6件)
- 4 その他(計9件)

【議会事務に対する意識】

問9 二元代表制の一翼を担う議会をサポートする事務局の役割は、議会の会議運営事務のほか、政策法務や政策立案に必要な各種調査、広聴広報など多岐にわたっています。あなたは、こうした議会事務をすることについてどう思いますか。(該当すると思われるもの1つに○)

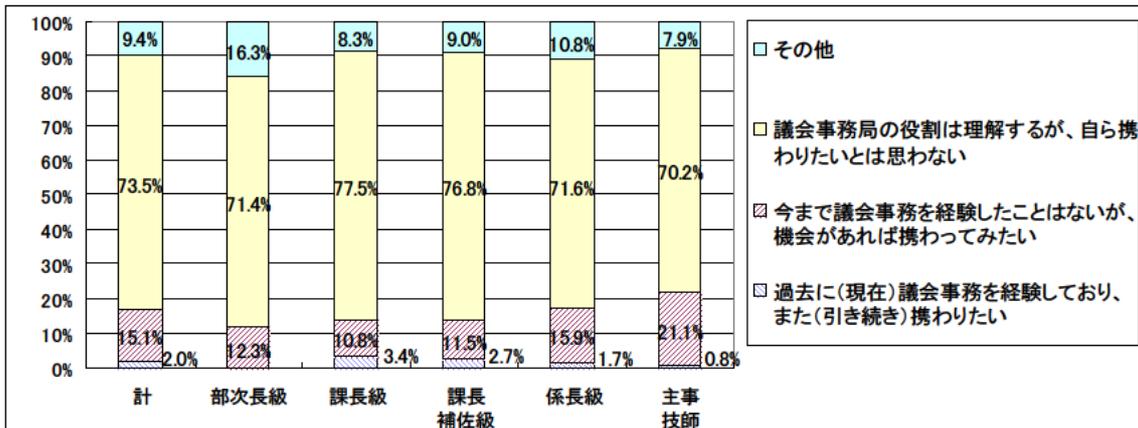
「議会事務局に自ら携わりたくない」とする者が73.5%と約3/4を占めていますが、「機会があれば議会事務に携わりたい」とする者も15.1%います。

「機会があれば議会事務に携わりたい」とする回答は、主事・技師で21.1%、係長級で15.9%と役職の階層が低い者で比較的多くなっています。



<役職別の集計結果>

上段:回答者数 下段:割合%	計	部次長級	課長級	課長補佐級	係長級	主事技師
過去に(現在)議会事務を経験しており、また(引き続き)携わりたい	29 2.0%		7 3.4%	12 2.7%	7 1.7%	3 0.8%
今まで議会事務を経験したことはないが、機会があれば携わってみたい	223 15.1%	6 12.3%	22 10.8%	51 11.5%	66 15.9%	78 21.1%
議会事務局の役割は理解するが、自ら携わりたいとは思わない	1,089 73.5%	35 71.4%	158 77.5%	340 76.8%	297 71.6%	259 70.2%
その他	139 9.4%	8 16.3%	17 8.3%	40 9.0%	45 10.8%	29 7.9%
計	1,480 100.0%	49 100.0%	204 100.0%	443 100.0%	415 100.0%	369 100.0%



<その他>の意見内容

計105件のご意見をいただきました。

- 1 具体的な業務内容を知らないので分からない(計29件)
- 2 事務局職員は議員をサポートし過ぎである(計17件)
- 3 事務局は執行機関とは独立させるべき(計7件)
- 4 議会事務局へ異動すれば職責を果たす(計8件)
- 5 魅力を感じず携わりたくない(計10件)
- 6 事務局にはきちんとした対応をしてほしい(計6件)
- 7 事務局への負担が大き過ぎる(計3件)
- 8 その他(計25件)

【その他、県議会の役割や議会改革の取組、本会議、委員会等の運営に関する主なご意見】
上記の設問のほか、計221件のご意見をいただきました。その主なものは次のとおりです。

< 議会の役割・取組に関するもの >

- 1 議会の役割を再検討する必要がある(計29件)
執行機関に対する影響力拡大に傾斜し過ぎ
- 2 議会は執行機関の監視・評価に専念すべき(計9件)
- 3 議会の責任について検討が必要ではないか(計13件)
- 4 「開かれた議会」の取組がさらに求められる(計11件)
- 5 議会機能の強化も費用対効果の観点から検証が必要(計8件)
- 6 行政への負担が増加しないように配慮してほしい(計15件)

< 議員に関するもの >

- 7 議員の資質向上が必要(計17件)
- 8 特定の地域や団体等の利益代弁ではなく全県的な視点を持ってほしい(計12件)
- 9 議員定数の削減や報酬を引下げる検討が必要ではないか(計22件)

< 会議の運営に関するもの > 計31件

予算決算については他の委員会と重複した審議が多い
特別委員会が必要に応じて設置し成果の出る調査・検討が必要ではないか
他者と類似した質問や過去と同様の質問が出されることが多い
議会全体や委員会全体で意見集約されず議員の意見が個別に出される
委員会委員が毎年交代するためチェックが十分に働くとは考えにくい
委員会での説明事項や議論内容が委員以外には共有されていないのではないかと
委員会では毎年テーマが変更され継続した議論がなされていない

< その他 >

- 10 地域機関では議会のことがよく分からない(計15件)
- 11 その他(計30件)
- 12 今回のアンケートに関して(計9件)
行政側が議会を評価するのはおかしい